

3月11日(水)
回答集中日
3月12日(木)
全国統一行動



第339号
2020年
2月21日

発行
千葉県労働組合連合会
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8
自治体福祉センター 3F
電話 043 (225) 5576
FAX 043 (221) 0138
発行人 本原康雄 定価20円

第 339 号 URL 版 2020 年 2 月 29 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8自治体福祉センター

電話 043 (225) 5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1面】

地域労連の要求と運動

2・8 地域運動学習交流会

2月8日、千葉労連は自治体福祉センターで、地域運動学習交流会を開きました。学習交流会では、橋口紀塩全労連副議長から「地域労連の意義と役割」と題し、地域労連の運動を学びました。学習交流会には9地域、3単産29人が参加し、20年春闘での要求実現に向けてお互いの奮闘を確認し合いました。

地域労連から要求を



地域労連から要求を掲げる

冒頭、本原康雄千葉労連議長のあいさつでは「1989年11月19日千葉労連を結成以来、地域と単産が一体となって運動を進めてきた。地域で困っている労働者を支援する。争議支援行動や春闘で奮闘した伝統を、発展継承したい。また、台風災害などで改めて実感したが、地域の要求実現のために、自治体と地域が一緒の取り組みが重要。さらに、未組織労働者の要求をフォローするために、東葛、市浦、船橋などで、一人でも加入できる組合の結成などチャレンジが進んでいる。労働組合の活動を、いかに見えるようにしていくかが重要なポイント。そして、桜を見る会問題など安倍政権が行き詰まる中、退陣を迫る。県内13選挙区で市民連合ができ、統一候補も出来つつある。今、

世代継承を進めるのが課題。千葉労連は、労働学校を再開し4年目となる。地域労連と産別の仲間が積極的に参加し、次世代を担う人に成長してもらい、地域に打って出られる人を一人でも多くしていきたい」と強調しました。

地域労連は宝の山

橋口紀塩全労連副議長の講演では「まず問いかけが必要で『あなたの組合のいいところと三大要求は

何ですか』様々な要求がある中、労働組合の運動が見えているか。地域労連の運動は、要求が具体的で、地域の要求や自ら働き暮らす地域で運動を起こす。地域でまとまり、組合員の参加型運動を広げる。地域でこそきづける要求が、宝の山。単産・単組の役員が地域労連の幹事会に参加し、運動を進める。気軽に話せる『しゃべり場』を意識的に作り、多くの仲間をふやす。労働組合のない職場では、ハラスメントが横行する。ブラック企業はいい例。誰も改善要求ができず、声があげられない。現在の地域労連運動を継承するのは、全労連運動を明日に引き継ぐには、最低限のライン、最低条件。単産と地域、タテとヨコの運動を結合させて、仲間をふやし要求実現を図る」と強調しました。

仲間こそ宝

矢澤純事務局長から「地域労連の現状と課題」を提起後、全体で意見交換をしました。

意見交換では、16 人が発言し、地域労連の実態や課題、今後の具体的な取組が報告されました。全体討論を受け、矢澤純事務局長が「改めて運動を進めるためには、学習と交流が不可欠だと感じた。地域運動は、身近な要求で団結しやすい。多くの団体と交流してほしい。

地域に『しゃべり場』を作り、多くの仲間の声を集めよう。宝探しを楽しくやってみよう。春闘ではスローガンに掲げた 1 日 8 時間働けば暮らしていける社会、相互支援ですべての職場の大幅賃上げ、安心して働ける職場と平和憲法の実現のために、地域と単産の共同行動で、100 駅宣伝行動を展開する。

行動の見える化として、宣伝で使うゼッケンや横断幕、ビラ、ティッシュなどを用意している。これらを活用して地域春闘のとりくみ進めてほしい」と強調しました。

建設業の魅力を未来に発信

2・9 千葉土建青年部 30 周年イベント



建築の楽しさを子ども達に

2 月 9 日、千葉土建青年部が再結成 30 周年記念「つなぐ 30 フェスティバル」をイオンモール幕張新都心で開催。約 1000 人が来場しました。

このイベントでは子どもたちに「建設業の魅力」と「モノづくりの楽しさ」を伝えて、未来の建設職人づくりに繋げていくことを目的に 4 つの職業体験ブースを用意。大工や電気、配管、タイル工事の仕事を楽しく遊びながら、学べるコーナーで、のべ 537 人の子どもたちがさまざまな体験をしました。

そのなかでも、高さ約 2・5m のミニチュアサイズの木造住宅を建てる「ミニ建前体験」が注目を集めました。職人のサポートのもと子どもたちが協力して材木を組み上げ、釘やネジを使わない家づくりに挑戦しました。

今回の目玉企画であるタイルアートは、持ち帰り用と寄贈用の 2 種類を用意しました。寄贈作品は、千葉土建青年部がボランティアで工事する銚子電鉄「笠上黒生駅」の新駅舎内に飾られ、子どもたちの作品が残り続けるというものです。

駅舎改修は 4 月 1 日から約 20 日間で、昔懐かしいアンティークな車内をイメージした駅舎にリニューアル予定です。千葉土建青年部の技術と思いを結集し、子どもたちの作品とともに思い出に残る素晴らしいものをつくりあげていきます。

2・17 市原地区労連

春闘 100 駅宣伝

市原地区労連は、2 月 17 日のお昼から千葉労連が提起する「春闘 100 駅宣伝」を、ちはら台駅、JR 八幡宿駅、JR 五井駅、JR 姉ヶ崎駅の市原市内 4 駅で実施。千葉土建市原支部婦人の会や千葉労連

本原議長を先頭に 10 人が参加。「働く者の最低賃金を時給 1500 円以上に」「平和憲法を守ろう」とティッシュとチラシを配りました。参加者からは「各駅もう少し長い時間の宣伝」の意見とチラシを受け取ってくれた人からは「今の安倍政権はおかしいと思う」「賃金が上がってほしい」など激励の声が寄せられました。

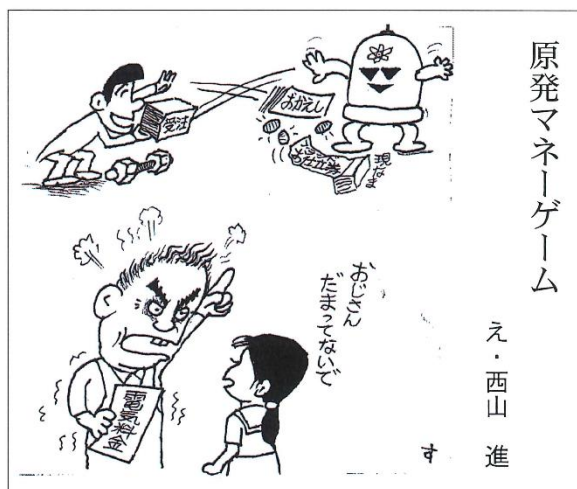


市原地区から労働者を支える

波 涛

政府は、私たちに 70 歳まで働くように推奨している。私が勤める会社も組合と協議を続けて 65 歳まで定年

延長と再雇用制度の提案をしている。しかし、元気な人や意欲のある人はそれでいいが、少なくとも、持病を持っている人や、62 歳定年退職を希望している人や制度自体はないが、早期退職優遇制度を考えて全ての社員が選べる制度が必要である▼そして、4月からは、中小企業にも働き方改革として、有給休暇の取得や新しい 36 条協定など制度自体が変わる。実際、私が働く職場では、休日出勤は、全て振替になり、夜勤のローテーションだと残業が、ほとんどない▼実際に始まってみないとわからないが、多少の混乱は予想される。



原発マネーゲーム

え・西山 進

【2面】

労働者の暮らしや生活を守りぬく

2・14 東葛地域で春闘共闘学習交流集会開催

最賃を 1500 円に

松戸労連、野田労連、東葛労連（3 労連）は 14 日、「春闘共闘学習交流集会」を千葉労連事務局長の矢澤純氏を講師に迎え 36 名の参加で開催しました。

「地域運動学習交流集会」の報告、松戸の児童相談所をつくる運動の訴えに続き、最低賃金時給 1500 円の実現に向けたとりくみが話され、最低生計費の広域な調査によって、全国どこでも生活にかかる費用はほぼ変わりのないことがはっきりしました。

働き方改革は労働者のためか

矢澤事務局長は「働き方改革により労働法制が変わる。政府が「雇用によらない働き方、を広めよう」としている中で、雇われているかいないかで規定せずに働く者全体で団結することが大事である」と指摘し、「法律ではなく要求で団結することが大事。労働時間を決める主権を労働者に取り戻す運動を大いに進めていきたい」と締めくくりました。

参加者から「最賃は 3000 円ぐらいがいいのではないか」「日本の労働者の平均収入は 32・3 万ときているが、そのぐらいじゃないと暮らしていけないのでは」「最低生計費の議論に関わったことがあるが、最低限の生活についての意見交換の中でどこに最低限を置くか活発な議論になりました」などの意見がありました。

労組の訴えでは、東葛ユニオン、松教組、野田市職労、昭和ゴム、東葛病院労組などのたたかいが報告されました。

全体の感想として「最賃の話はとてもよかった、若い人の考えが良くわかった。2 つ気づかされたことがあった。1 つは、数の力で人数をまとめ、各々の要求はあっても方向が同じなら一緒にやる。2 つは、組合に加盟できないものも、労使関係のあるものは労働者と一緒に行ける」と、男性は答え大変実りある学習会になりました。



東葛地域での春闘共同学習交流会

パワーハラスメント指針を学習

2・13 労働相談センター

パワハラ指針が告示され、6 月から大企業を対象に適用されます。パワハラ問題に対応する相談員は、「指針」でパワハラをなくせるのか、減らせるのかが疑問です。

パワハラ検討会では、罰則を含めた新規制を求める意見に、執拗に反対し強制力のない「指針」を主張する経団連委員の意見通りの内容です。

指針は、定義に 3 要件 (①優位性②指導の範囲を超える③就労環境の悪化) すべてを満たすという高いハードルを設け、パワハラ 6 要件に、「該当しないと考えられる例」を示し、逃げ道が明記されています。

参加者から「個人の防衛の仕方の記載がない」「パワハラを助長する指針」「該当しない事例は削除すべき」などの意見が相次ぎました。今後、パワハラ問題で労使交渉の際に、指針に基づく主張が繰り返されることが必至です。労働組合は、使えるところと注意するところを確認し対応しましょう。

労働相談一ヶ月

～巧妙な解雇の仕組み～

Q A 会社の正社員で働いていました。系列会社の B 社で仕事をしてもらいたいとの話があり、労働条件の説明がありました。良い条件ですが、行くにあたり、同じ系列の派遣会社に移籍して、派遣社員として B 社で働くことになると言われました。派遣先で仕事がなくなったら戻ってくればよいとも言われ了承しました。派遣先では仕事を教えてもらえず、連絡ミスなどが起きました。ある日、派遣元の人からミスが多いという理由で B 社に行く必要はないとの話があり、別の C 社を紹介されました。紹介された会社は、通勤時間が長く、通えないと話す、それなら辞めてもらうしかないと言われてしまいました。辞めるにしても別の仕事を探す時間が必要になります。どうすればいいのでしょうか。

A この話は、A 社が正社員で働いている相談者を解雇するため派遣会社と系列会社を使い目的を達成しようとしている疑いのある話です。A 社での様子を詳細に聞きました。相談者は、A 社から解雇理由が思い当たらず、あるとすれば年齢が 50 代後半であるという話でした。この問題は派遣会社が相談者に、紹介した会社を断られたため、本人都合で辞める形を作ろうとしています。

再度仕事を紹介するように求めることと匿名での相談なので、話し合いで納得出来ない対応をされた場合、相談先として労働局の雇用均等室もあると紹介しました。

正社員の解雇を制限する解雇の 4 要件や労基法の解雇手当、解雇予告期間あるいは派遣労働者を解雇する場合の仕組みなど、解雇を抑制する制度を系列内の会社を使って巧妙に合法的に逃れて、解雇を行っていると言われさせられる相談でした。【中林】

千葉中央メーデー川柳大募集！

今年の千葉中央メーデー(5月1日開催)では、『働き方に関する川柳』を募集し、大賞を決めます。以下の応募方をご覧ください。期日までに応募してください。たくさんのご応募お待ちしております。

メールアドレス： chibarouren@axel.ocn.ne.jp

TEL：043-225-5576 FAX：043-221-0138

担当者：千葉労連の矢澤 期日：4/20(月)まで